

岐阜市上下水道営業関連業務委託事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

岐阜市上下水道事業部では、民間企業の経営手法、管理運営ノウハウを活かしたお客さまサービスの向上と上下水道事業の合理的かつ効率的な経営を一層促進するため、窓口業務や検針、収納及び電算業務などを包括的に民間事業者委託している。

この要領は、当該業務が広範囲で専門的な技術を必要とすることから、事業者の選定を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により公平かつ適正に実施するために必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

岐阜市上下水道営業関連業務委託（以下「業務委託」という。）

(2) 業務内容

別紙「岐阜市上下水道営業関連業務委託 基本仕様書」（以下「基本仕様書」という。）のとおり

(3) 予定価格（上限額）

1,849,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む。ただし、今後、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）等の改正により消費税及び地方消費税の税率に変更があった場合は、その定めによる。）

(4) 委託期間

令和 6 年 1 月 1 日から令和 10 年 12 月 31 日まで

※契約締結の日から令和 5 年 12 月 31 日までは準備期間とする。

3 参加資格

(1) 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす単体の者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ③ 公募型プロポーザル参加表明書等の提出期限の日から契約締結の日までの間に岐阜市競争入札参加資格停止措置要領（昭和 62 年 3 月 27 日決裁）及び岐阜市上下水道事業部競争入札参加資格停止措置要領（平成 6 年 8 月 29 日決裁）の規定に基づく資格停止を受けていない者であること。
- ④ 岐阜市上下水道事業部が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 27 年 9 月 30 日決裁）第 3 条に規定する排除措置対象法人等に該当しないこと。
- ⑤ 平成 31 年度から令和 3 年度までの間に、国内地方公共団体（人口 20 万人以上の都市）において、上下水道事業の料金徴収に係る検針、収納、滞納整理、電算処理業務を含めた業務を同時に請け負う包括業務を受託している者又は契約満了した実績を有

する者であること。

- ⑥ 国税及び地方税を滞納していない者
- ⑦ 情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 適合性評価制度に基づく ISMS 認証又はプライバシーマークを取得していること。

(2) 参加資格の基準日

参加資格の基準日は、参加表明書の提出日とする。ただし、参加表明後から選定結果の決定日までに参加資格を欠く事態が生じた場合は失格とする。

4 提出書類等

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下により必要書類を提出すること。

(1) 提出書類と部数

No.	書類	様式	数量
1	岐阜市上下水道営業関連業務委託事業者選定に係る公募型プロポーザル参加表明書	第1号	1部
2	委任状 ※参加表明書、見積書、企画提案書の提出及び契約の締結等の権限を本店から支店等に委任する場合のみ。	第2号	1部
3	暴力団等の関与がない旨の誓約書兼承諾書	第3号	1部
4	法人関係資料 ア 会社概要書 イ 定款 ウ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ※過去3ヶ月以内に発行されたもの エ 財務諸表（直近3ヶ年）	第4号 — — —	各1部
5	3(1)⑤の条件を満たす実績を証する契約書の写し。ただし、岐阜市上下水道事業部と契約がある場合は、不要とする。	—	1部
6	下記税目の未納がない旨の記載がある証明書 ア 市町村民税（東京都においては都民税） イ 固定資産税 ウ 消費税及び地方消費税 ※ア及びイについては、本店（委任する場合は受任先となる支店若しくは営業所等）の所在地のものとする。 なお、本年度の岐阜市上下水道事業部競争入札参加者名簿に登録されている場合は、不要とする。	— — —	1部
7	3(1)⑦の条件を満たす取得証明書の写し	—	1部
8	企画提案書	5参照	10部
9	経費見積書及び見積内訳	第5号	1部

(2) 提出期間及び受付時間

① 提出期間

令和4年9月28日(水)から令和4年10月31日(月)まで

(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

② 受付時間

9時から17時まで。ただし、12時から13時までを除く。

※参加表明後に参加を辞退する場合は、辞退届出書(様式第6号)をプレゼンテーション審査の日までに持参すること。

(3) 提出場所

岐阜市上下水道事業部営業課(岐阜市祈年町4丁目1番地)

(4) 提出方法

参加表明書、企画提案書等の必要書類は、上記提出場所まで持参すること。郵送、電子メールでの提出は認めないので注意すること。

(5) 提出書類の入手

参加表明書等の必要書類は岐阜市役所ホームページ(<https://www.city.gifu.lg.jp>)からダウンロードして入手すること。

5 企画提案書の作成

(1) 企画提案書の記載項目

企画提案書は、以下の章立てに沿って作成すること。なお、表の要記載項目については最低限記載すること。

章	要記載項目	様式	最大ページ数
1 財務状況及び業務実績	設問のとおり	第7号	1
2 業務実施体制	業務責任者配置予定者の経験年数・経歴 業務主任者配置予定者の経験年数・経歴 業務の人員配置計画 ※業務毎に記載すること。 ※常勤換算数も併記すること(検針員を除く)。 従業員研修 ※研修名および研修内容等も記載すること。		2
3 窓口業務に関する提案	考え方、業務方針、業務提案 (それぞれ1項目とする。以下同じ。)		
4 検針業務に関する提案	考え方、業務方針、業務提案		
5 料金計算業務に関する提案	考え方、業務方針、業務提案		

		任意	各 1	
6 収納業務に関する提案	考え方、業務方針、業務提案			
7 滞納整理業務に関する提案	考え方、業務方針、業務提案			
8 随時精算業務に関する提案	考え方、業務方針、業務提案			
9 -meter管理業務に関する提案	考え方、業務方針、業務提案			
10 電算処理業務に関する提案	考え方、業務方針、業務提案			
11 個人情報管理等	考え方・方針、個人情報流出防止策、 ルール・体制			
12 災害時の体制	考え方・業務方針、 料金センターの運営			
13 水道及び下水道の普及	考え方・業務方針、具体策			
14 その他の提案	市民及び市への貢献			
15 システム提案	システムの構成 提案システムの長所・短所及びその対策 セキュリティ対策 危機管理対策 システム改修の考え方及び有償・無償の判断基準 その他システムに関する提案			5

(2) 企画提案書作成にあたっての留意事項

企画提案書の作成にあたっては、基本仕様書を参照し、下記項目に留意すること。

- ① 企画提案書は A4 縦サイズ用の紙とし、前号の表の順となるように並べ下余白に通しのページ番号を振り、1部毎にフラットファイルに綴じること。フラットファイルの表紙には「岐阜市上下水道営業関連業務委託 企画提案書」と記載すること。
- ② 企画提案は、1者につき1提案とする。
- ③ 企画提案書の表現は、専門的な知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすいものとする。
- ④ 見積金額に含まず、かつ別途追加費用を要する提案を記載してはならない。
- ⑤ 企画提案書は、提案者を識別でき得る情報（社名、ロゴ、製品名、従業員氏名等）を含んではならない。

6 質問及び回答

(1) 質問方法

質問票（様式第8号）により、電子メールにより提出すること。

提出先メールアドレス sui-ei@city.gifu.gifu.jp

(2) 質問票提出期限

令和4年10月12日（水） 17時まで

(3) 質問の回答方法

質問の回答は、質問票に記載されたメールアドレスに電子メールで回答するとともに質問者名を伏せて岐阜市のホームページに掲載する。ただし、事業者選定に公平性を保てない等の場合には回答しないことがある。

なお、質問に対する回答は実施要領等の追加又は修正とみなす。

(4) 質問の回答予定日

令和4年10月19日（水）

7 提出書類の取扱い

- (1) 企画提案書等の提出期間終了後は、管理者の同意なく企画提案書等に記載された内容の変更は認めない。
- (2) 提出書類は、返却しない。
- (3) 提出書類は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において複製することがある。
- (4) 提出書類（上記(3)の複製を含む。）は、本プロポーザルの目的以外には使用しない。
- (5) 提出書類は、岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例第28号）に基づく公開請求により公開する場合がある。
- (6) 提出書類に記載された従業員などの個人情報、本プロポーザルの実施にのみ用いることとし、他の用途には用いない。個人情報の取扱いについては、岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）に従う。
- (7) 提出書類の内容について、別途確認することがある。

8 審査の方法

(1) 審査の実施

岐阜市が設置する「岐阜市上下水道営業関連業務委託事業者審査委員会」（以下「審査委員会」という。）で定めた評価基準に沿って審査を行う。

(2) プレゼンテーション審査

審査委員会で定めた評価基準に基づき、参加者を対象にプレゼンテーション審査を実施し、企画提案書、プレゼンテーションの内容を総合的に審査し、最優秀者1者及び次点1者を選定する。

① 日時及び場所

プレゼンテーション審査は、令和4年11月18日（金）に行う。

なお、日時及び場所についてはプレゼンテーション審査参加者へ別途電子メールで通知する。

② 実施時間

プレゼンテーションの実施時間は1者につき20分を上限とし、その後10分程度の質疑応答を行うものとする。

③ 出席者

3名までとする。

④ 準備

実施にあたり使用する備品等は、全て提案者で用意することとする。ただし、プロジェクター、スクリーン、コンセント1箇所については、管理者が保有する機器の範囲内で用意する。

⑤ 順序

提出書類の受付順とする。

9 評価基準

(1) 評価点

評価点は、内容等に関する内容点及び価格等に関する価格点の合計(最高は「200点」とする。なお、点数に小数点以下が生じた場合には、小数点以下3位まで求め、4位以下は切り捨てる。

(2) 内容点について

内容点評価項目一覧表に基づき、予め審査委員会で定めた評価基準に基づき評価する。内容点の最高点は100点とする。

なお、審査により基本仕様を満たしていないと認められる場合は失格とする。

内容点評価項目一覧表

表1

項目	評価項目	配点	
財務状況及び 業務実績	自己資本比率	2	10
	流動比率	2	
	税引後当期純利益	2	
	受注実績	4	
業務実施体制	業務責任者配置予定者	3	20
	業務主任者配置予定者	3	
	業務の人員配置計画	5	
	従業員研修	9	
窓口業務	考え方、業務方針、業務提案	4	35
検針業務	考え方、業務方針、業務提案	4	
料金計算業務	考え方、業務方針、業務提案	4	
収納業務	考え方、業務方針、業務提案	4	
滞納整理業務	考え方、業務方針、業務提案	4	
随時精算業務	考え方、業務方針、業務提案	4	
メーター管理 業務	考え方、業務方針、業務提案	4	
電算処理業務	考え方、業務方針、業務提案	4	
個人情報管理 等	考え方・方針、 個人情報流出防止策、ルール・体制	3	

災害時の体制	考え方・業務方針、料金センターの運営、市への協力	3	10
水道及び下水道の普及	考え方・業務方針、具体策	5	
その他の提案	市民及び市への貢献	2	
システム提案	システムの構成	6	25
	提案システムの長所・短所及びその対策	5	
	セキュリティ対策	4	
	危機管理対策	5	
	システム改修の考え方及び有償・無償の判断基準	3	
	その他システムに関する提案	2	
合 計		100	100

(3) 価格点について

- ① 価格点は見積金額（税抜き）から算定する。
- ② 価格点の最高点は100点とし、最低見積金額を提示した者を最高点とする。
- ③ 価格点の算出方式は、以下のとおりとする。

$\text{価格点} = (\text{最低見積金額} / \text{提案者の見積金額}) \times 100 \text{ 点}$

1.0 審査結果の通知

審査結果は、審査完了後、参加者全員に文書で通知する。ただし、各評価項目の点数及び評価点を算出するための計算式は公表しないものとする。また、審査経過や結果に対する異議は受け付けない。

1.1 担当部署との協議

最優秀者として特定された者と担当部署は、契約締結に向けて仕様書の細目について協議を行う。協議に際しては、必要に応じ候補者の提案に対し修正を求めることができることとし、候補者は誠実に協議に応じなければならない。なお、最優秀者として特定された者との協議が不調のときは、審査による順位づけに基づき次点の者から順に契約締結に向けた交渉を行う。

1.2 事業者選定に係る日程

表 2

	手 続	日 程
1	実施要領等の公表	令和4年9月28日（水）～ 令和4年10月31日（月）
2	質問受付期間	令和4年9月28日（水）～ 令和4年10月12日（水）17時まで
3	質問回答予定日	令和4年10月19日（水）
4	必要書類の提出期限	令和4年10月31日（月）17時まで
5	プレゼンテーション審査	令和4年11月18日（金）

6	審査結果通知	令和4年11月25日(金)
7	最優秀者と上下水道事業部協議	審査結果通知以降
8	契約予定日	令和5年1月中
9	業務開始	令和6年1月1日(月・祝)

※日程(契約予定日を含む。)については、変更する場合がある。

1.3 その他

- (1) 参加表明書及び企画提案書等の提出をもって、本プロポーザルによる事業者選定への参加表明があったものとみなす。また、当該参加表明により実施要領及び基本仕様書の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 本プロポーザルに参加する者は、実施要領等を熟読し、それらを遵守すること。
- (3) 本プロポーザルに参加する者は、実施要領等の内容及び決定内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (4) 提出書類作成のために公開した資料は、管理者の了解なく公表、又は第三者に対してこれを使用させ、若しくは内容を提示することを禁止する。
- (5) 本業務において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)によること。
- (6) 提案に要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (7) 本業務を委託する相手方の決定については、選定された最優秀者を対象として岐阜市上下水道事業部契約規程(昭和41年岐阜市水道部管理規程第3号)等による内部手続きを経た上で決定されるのであって、最優秀者の選定をもって本業務を委託する相手方を決定するものではない。
- (8) 参加者が以下に該当する場合、失格となる場合がある。ただし、やむを得ないと管理者が認める場合は、この限りでない。
 - ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
 - イ 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていない場合
 - ウ 参加資格を満たさない場合
 - エ 企画提案書に虚偽の内容が記載されている場合
なお、この場合、岐阜市上下水道事業部競争入札参加資格停止措置要領に基づく資格停止措置を行う場合がある。
 - オ 本プロポーザルを公告した以後、本要領に定める手続き以外の方法により、審査委員会の委員に本プロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合若しくは不正な行為をしたと認められる場合
 - カ 見積金額が予定価格(1,849,500,000円)を超える者
 - キ プレゼンテーション審査当日、指定した時間に参加者の到着が間に合わない場合

1.4 事務局

〒500-8156 岐阜市祈年町4丁目1番地
岐阜市上下水道事業部営業課(担当:石原、山崎)

電話 058-259-7516 (直通) FAX 058-259-7522

メールアドレス sui-ei@city.gifu.gifu.jp